

政令第 号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第二項第二号、第三号、第五号及び第六号」を「第二項第三号、第四号、第六号及び第七号」に改め、同項第三号イ中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第三号」に改める。

附 則

この政令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

## 理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。